

令和8年度茨城県民間フリースクール連携推進事業（授業料等）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 茨城県教育委員会は、不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図るため、補助要件を満たすフリースクールに通所している義務教育段階の児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯（以下「対象通所世帯」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者等）

第2条 補助金の種類、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費にある授業料等とは、保護者がフリースクールに直接支払うものであって、交通費など付随的経費は含まない。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第3条 補助金の交付を受けようとする対象通所世帯（以下「授業料等補助申請者」という。）は、令和8年度茨城県民間フリースクール連携推進事業（授業料等）補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、実施要領で定める期日までに、茨城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出しなければならない。ただし、(1)、(2)に係る書類に関しては、初回申請時のみの提出とする。

(1) 通所証明書（様式第2号）

(2) 住民税非課税世帯、要保護世帯及び準要保護世帯であることの証明書（非課税証明書、県民センター又は市町村から発出された認定通知の写し）

(3) 令和8年度茨城県民間フリースクール連携推進事業（授業料等補助）補助金の交付申請受給に係る申立書（様式第3号）

(4) フリースクール利用確認書（様式第4号）

(5) 令和8年度茨城県民間フリースクール連携推進事業（授業料等補助）実施要領（以下「実施要領」という。）で定める月の授業料等の領収書等の写し

（補助金の交付決定及び額の確定）

第4条 県教育長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、授業料等補助申請者に対し、授業料等補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 不交付決定の場合は、補助金不交付決定通知書（様式第5の2）により行うものとする。

（補助金の請求）

第5条 授業料等補助申請者については、第3条の交付申請書兼実績報告書をもって補助金の請求手続きを完了するものとする。

（交付の取消し等）

第6条 県教育長は、授業料等補助申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、補助金の交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を

返還させることができる。

- (1) 実施要領4(4)に規定する補助要件に該当しなくなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 同一の経費について他の補助金等との重複受諾が判明したとき
- (4) その他、県教育長が不適當であると認めるとき

(関係書類の保存)

第7条 授業料等補助申請者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及びその証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
授業料等補助金	対象通所世帯(住民税非課税世帯、要保護世帯又は準要保護世帯に限る。)	フリースクールへの通所に係る授業料等(他の地方公共団体から同一の経費について補助金、助成金その他これらに類する給付を受ける場合は、当該申請額、交付決定額又は給付額を控除した額とする。)	2分の1以内 (1か月あたり100円未満切り捨て)	児童生徒1人につき1か月あたり15,000円